

番 号 : 140261
 国 名 : ギニア
 担当部署 : 農村開発部乾燥畑作地帯第二課
 案件名 : 水産行政アドバイザー業務 (水産開発)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 水産開発
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

本水産行政アドバイザー業務については、以下に示す水産開発業務の実施に適切な格付を指定しています。

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年5月下旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内0.80M/M、現地16.00M/M、合計16.80M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	1次派遣	1次国内	2次派遣	2次国内	3次派遣	3次国内	4次現地	整理期間
5	150	2	110	2	110	2	110	5

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。条件については10. 特記事項に記載しています。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 5月14日 (12時まで)
- (4) 提出場所 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約 (単独型) 公示案件 (再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 15点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 5点
- (2) 業務従事者予定者の経験能力等 :
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	水産開発に係る各種業務
対象国/類似地域	ギニア/全途上国
語学の種類	フランス語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

ギニア共和国（以下、ギニア国）はアフリカの西岸に位置し、ギニアビサウ、セネガル、マリ、コートジボアール、リベリア、シエラレオネと国境を接している。西側には約 350km の海岸線を持ち、西アフリカ最大の大陸棚があることから豊富な漁業資源に恵まれている。水産業は高い開発潜在力を有しているにもかかわらず、零細規模による前近代的技術から脱却できていないため、その生産量は低い。このような状況の中、我が国は 1983 年から継続的に水産無償や開発アドバイザー等、多様なスキームにより水産分野に対する支援を行って来たが、2008 年 12 月のクーデターにより協力は一時停止した。

その後、情勢の安定化を受け、我が国は 2011 年 8 月 12 日に二国間経済援助を再開することを決定し、当面の支援方針として国民生活に直接裨益する案件の実施を検討することとしている。アドバイザー専門家の派遣により、ギニア国水産業の現状把握と課題明確化が進み、我が国の水産協力の効率性・持続性を向上させ効果的な支援の促進を図るとともに、カウンターパート機関の能力強化を図ることが期待されている。また、水産資源の有効活用による同国の食料安全保障への貢献も期待されており、本案件が要請された。

7. 業務の内容

本業務では、ギニア国の水産セクターの情報を整理するとともに、我が国がこれまでに実施した協力案件を踏まえ、今後の協力方向性の策定及び具体的な案件形成を支援するとともに、カウンターパート機関である漁業養殖省の計画・構成能力の向上を図ることを目的としています。また、現地業務に際しては、現地再委託によるこれまでの協力案件のフォローアップ及び今後の協力方針策定に資する調査等の実施を想定しています。

- (1) ギニア国の水産政策及び開発計画等を調査・分析の上、助言・指導を行うことで、JICA 事業の実施促進及びカウンターパート（C/P）機関（ギニア国漁業養殖省）の計画・調整・実施能力の向上を支援する。調査・分析内容及び取組結果を報告書に纏めて提出する。
 - ① ギニア国の水産政策、上位計画、個別開発計画等を調査・分析する。
 - ② ギニア国水産セクターの現状や課題をサブセクター及び地域ごとに調査・分析する。
 - ③ 他ドナーの対ギニア国水産セクター協力方針及び支援内容につき確認・整理する。
 - ④ ギニア国 C/P に対し、課題解決、計画策定、要請作成、援助協調促進等に係る技術支援を行い、ギニア国 C/P 機関の計画・調整・実施能力向上を支援する。
- (2) 我が国の対ギニア国水産協力の方向性を検討し、効果的な実施を支援する。
 - ① 上記（1）の確認・分析結果を踏まえ、JICA 及び C/P 機関と協議の上、我が国の知見やリソースを踏まえたギニア国への水産協力の方向性や方針を検討・提案する。
 - ② 水産資源管理（零細・企業型海面漁業）促進に向けた協力方針について、提言を纏める。
 - ③ 内水面養殖（粗放、稲田、半集約）について、粗放養殖分野の協力・フォローアップ等の支援可能性を提案する。提案に際しては、以下の点に留意する。
 - ・ ギニア国政府及び他ドナーの最近の取組みを確認する。
 - ・ 2011 年度にセネガル事務所が実施した内水面粗放養殖現況及びポテンシャルサイトに係る調査結果を参考にする。
 - ・ 「JICA サブサハラアフリカ内水面養殖指針」を参照する。
 - ④ 上記協力方向性を踏まえ、新規案件の検討及び要請書の作成・取付について、C/P へ助言・指導する。
 - ⑤ 周辺国における我が国の水産協力との相乗効果やギニア国内への成果普及、若しくは周辺国への成果普及を検討する。
 - ⑥ ギニア国水産セクター関係者会合に参加し、水産関連諸機関（省庁、ドナー、NGO、調査・

研究機関、大学、民間等)との情報共有と連携を促進する。

- ⑦ 我が国とギニア国が実施する政策協議・実務者協議に出席し、助言・提言等を行う。
 - ⑧ 水産専門家会議等が開催される場合、ギニア国における当該分野の知見提供を行う。
- (3) 我が国の対ギニア国水産協力の持続性向上を支援する。
- ① 我が国の水産協力案件(新規無償、技協、研修等)の実施促進と持続性向上に係るC/P機関及び職員の取組みに対し助言・指導する。
 - ② 我が国が実施した水産協力案件(無償、技協(含:粗放養殖)、研修等)をフォローアップし、必要に応じて詳細調査や運営指導、研修等を実施する。

各期間における具体的な業務内容は以下のとおりです。

(1) 国内準備期間(2014年5月下旬)

- ① ギニア国における水産セクターに係る基礎情報収集を行う。
- ② ギニア国及び周辺国における我が国及び各ドナーの協力案件(実施中・計画中・実施済)の基礎情報収集を行う。
- ③ 第1次派遣期間の業務計画書1を作成し、JICA農村開発部へ提出の上、協議する。

(2) 第1次派遣期間(2014年6月上旬~2014年10月下旬)

- ① 現地業務開始時に、業務計画書1をJICAセネガル事務所及びC/P機関に提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合せる。
- ② JICA農村開発部及びセネガル事務所と連絡・協議を行いながら、担当業務を進める。
- ③ ギニア国の水産政策及び開発計画、水産セクターの現状及び課題等を、サブセクター及び地域別に調査・分析を行い、報告書に纏める。ギニア国漁業養殖省及び水産セクターに係る政府機関、他ドナー、漁業従事者、民間セクター等に対し調査及び協議を実施し、ギニア国の水産セクターの現状把握と課題の抽出、分析を行い、結果及び提言を調査報告書に纏める。
- ④ 海面漁業の水産資源管理に係る現状(政策、戦略、計画、他ドナーのプロジェクト、課題等)を調査・分析の上、上記③の報告書に纏める。
- ⑤ 我が国が実施した水産協力について現状を把握し、必要に応じて詳細調査や運営指導、研修等を実施する。施設・機材の更新・修繕等が必要な場合にはJICA及びC/P機関にその旨提言し、協力方針を確認する。
- ⑥ 上記③~⑤の内、現地再委託で進めるべき調査及びフォローアップ活動について計画策定の上、JICAセネガル事務所による契約を支援する。計画策定及び実施の時期については、JICA農村開発部及びセネガル事務所と協議の上、第1次~第4次派遣期間の中で適切な時期に行うこととする。
- ⑦ 我が国が実施する協力についての実施促進を行う。
- ⑧ 第1次派遣期間の業務結果を取纏め、業務進捗報告書1を作成の上ギニア国関係者に対して発表するとともに、JICAセネガル事務所及びC/P機関へ提出・報告する。

(3) 第1次国内作業期間(2014年11月上旬)

- ① 業務進捗報告書1をJICA農村開発部へ提出し、報告する。
- ② 第2次派遣期間に向けた情報収集等の準備を行う。
- ③ 第2次派遣期間の業務計画書2を作成し、JICA農村開発部へ提出の上、協議する。

(4) 第2次派遣期間(2015年1月中旬~2015年4月下旬)

- ① 現地業務開始時に、業務計画書2をJICAセネガル事務所及びC/P機関に提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合せる。
- ② 第1次派遣期間に引き続き、JICA農村開発部及びセネガル事務所と連絡・協議を行いながら、担当業務を進める。
- ③ 上記(2)④で把握した情報をもとに、JICA関係者と情報を行いながら、我が国の優位性

を活かした海面漁業の水産資源管理に係る協力アプローチをC/P機関とともに検討する。

(ア) 上記(2)⑤における運営管理に係る指導を継続して実施する。

(イ) 我が国が実施する協力についての実施促進を支援する。

(ウ) 第2次派遣期間の業務結果を取纏め、業務進捗報告書2を作成の上ギニア国関係者に対して発表するとともに、JICAセネガル事務所及びC/P機関あて提出・報告する。

(5) 第2次国内作業期間(2015年4月上旬)

①業務進捗報告書2をJICA農村開発部あて提出し、報告する。

②第3次派遣期間に向けた情報収集等の準備を行う。

③第3次派遣期間の業務計画書3を作成し、JICA農村開発部へ提出の上、協議する。

(6) 第3次派遣期間(2015年6月中旬～2015年9月中旬)

①現地業務開始時に、業務計画書3をJICAセネガル事務所及びC/P機関に提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合せる。

②第2次派遣期間に引続き、JICA農村開発部及びセネガル事務所と連絡・協議を行いながら、担当業務を進める。

③必要に応じて近隣国で実施されている我が国の協力との技術交換を検討・実施する。

④我が国が実施する協力についての実施促進を支援する。

⑤第3次派遣期間の業務結果を取纏め、業務進捗報告書3を作成の上ギニア国関係者に対して発表するとともに、JICAセネガル事務所及びC/P機関あて提出・報告する。

(7) 第3次国内作業期間(2015年9月下旬)

①業務進捗報告書3をJICA農村開発部あて提出し、第3次派遣期間における業務結果を報告する。

②第4次派遣期間に向けた情報収集等の準備を行う。

③業務計画書4を作成し、JICA農村開発部へ提出の上、協議する。

(8) 第4次派遣期間(2015年11月中旬～2016年2月下旬)

①業務計画書4をJICAセネガル事務所及びC/P機関に提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合せる。

②第3次派遣期間に引続き、JICA農村開発部及びセネガル事務所と連絡・協議を行いながら、担当業務を進める。

③現地業務完了に際し、協力期間全体をとおした業務結果を踏まえ、ギニア国の水産セクター振興に係る現況・課題について分析し結果及び提言を取纏めの上、ギニア国にて関係者に対し発表する。また、専門家業務完了報告書を作成の上、JICAセネガル事務所及びC/P機関あて提出・報告する。

(9) 帰国後整理期間(2016年3月上旬)

①専門家業務完了報告書をJICA農村開発部あて提出し、協力期間全体をとおした業務結果を報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。体裁は簡易製本とする。

なお、本契約における成果品は(4)専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書1～4(全体および各派遣開始時)

具体的な業務計画(案)等を記載。

提出部数等は以下のとおり。

① 和文4部：JICA農村開発部(2部)、JICAセネガル事務所(2部)

② 仏文4部：JICA農村開発部(1部)、JICAセネガル事務所(1部)、C/P機関(2部)

③ 電子データ2部：JICA農村開発部(1部)、JICAセネガル事務所(1部)

(2) 業務進捗報告書 1～3 (各派遣終了時)

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況 (進捗確認表添付)
- ③ 調査等を実施した場合にはその結果
- ④ 収集資料がある場合には添付

提出部数等は以下のとおり。

- ① 和文4部：JICA農村開発部 (2部)、JICAセネガル事務所(2部)
- ② 仏文4部：JICA農村開発部 (1部)、JICAセネガル事務所(1部)、C/P機関(2部)
- ③ 電子データ2部：JICA農村開発部 (1部)、JICAセネガル事務所(1部)

(3) ギニア国水産セクター調査報告書

記載内容は以下のとおり。

- ① ギニア国水産セクターの概要・現況・課題等
・政策、開発計画、ドナー支援状況等
- ② サブセクター別の概要・現況・課題等
・漁獲、水揚、加工、市場・流通 (国内・輸出)、海面・内水面漁業、養殖、水産資源管理 (零細・企業型海面漁業)、漁業従事者、行政、研究、教育等

提出部数等は以下のとおり。

- ① 和文4部：JICA農村開発部(2部)、JICAセネガル事務所(2部)
- ② 仏文4部：JICA農村開発部 (1部)、JICAセネガル事務所(1部)、C/P機関(2部)
- ③ CD-ROM2枚：JICA農村開発部 (1部)、JICAセネガル事務所(1部)

(4) 専門家業務完了報告書 (業務終了時)

記載項目は以下のとおり。

- ① ギニア国水産セクター概要
- ② 業務の具体的内容
- ③ 業務の達成状況
- ④ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ⑤ 課題・提言
- ⑥ 調査結果添付
- ⑦ 収集資料添付

提出部数等は以下のとおり。

- ① 和文4部：JICA農村開発部 (2部)、JICAセネガル事務所 (2部)
- ② 仏文4部：JICA農村開発部 (1部)、JICAセネガル事務所 (1部)、C/P機関 (2部)
- ③ CD-ROM3枚：JICA農村開発部 (2枚)、JICAセネガル事務所 (1枚)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等における契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

各現地派遣の開始・終了時にはJICAセネガル事務所への報告を行うこととし、航空経路は東京⇒ドバイ⇒ダカール⇒コナクリ⇒ダカール⇒ドバイ⇒東京を標準とします。

(2) 一般管理費等の上限加算

ギニアに関する業務については、その劣悪な治安状況に鑑み、一般管理費等率の基準 (上

限)を10%加算します。

(3) 一般業務費等の計上

本件業務は、当機構の在外拠点が存在しないギニア国での業務となることから、以下の一般業務費等を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

・車両関係費：	
セダン	10,000円×300日=3,000,000円
4WD	20,000円×100日=2,000,000円
燃料	2,000円×400日=800,000円
・消耗品費：	20,000円×16MM=320,000円
・旅費・交通費：	20,000円×16MM=320,000円
・通信・運搬費：	20,000円×16MM=320,000円
・報告書作成費：	50,000円×5=250,000円
・その他の機材購入費：	
プリンター	100,000円
コピー機	400,000円

(4) 現地再委託費

本業務においては、JICA 農村開発部及びセネガル事務所と協議の上、現地再委託により調査及び既存協力のフォローアップを計画・実施する予定ですが、現地再委託費は契約に含めず、基本的に JICA セネガル事務所による直接契約を想定しています。本業務従事者は、調査及びフォローアップの計画及び実施監理、成果の取纏めを行うとともに、契約に関する以下の業務について JICA セネガル事務所を側面支援することとします。

- ① 仕様書の作成
- ② 現地再委託先の選定
- ③ 契約交渉（場合により契約変更含む）
- ④ 契約履行期間中の契約管理
- ⑤ 成果品検査
- ⑥ その他現地業者との連絡調整

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年6月上旬～2016年2月下旬を予定していますが、現地・国内業務期間の設定は、指定された渡航回数及び総MMの範囲(国内業務:業務回数5回、計16日(0.80M/M)、現地業務:渡航回数4回、計480日(16.00M/M))で変更提案可能です。プロポーザルにて提案して下さい。

② 便宜供与内容

便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
初回渡航時のみJICAセネガル事務所がアレンジします。
- イ) 宿舍手配
初回渡航時のみJICAセネガル事務所がアレンジします。
- ウ) 車両借上げ
初回渡航時のみJICAセネガル事務所がアレンジします。
- エ) 通訳備上
無し
- オ) 現地日程のアレンジ

現地業務開始時のJICAセネガル事務所協議及び在ギニア日本国大使館表敬のみ
JICAセネガル事務所がアレンジします。

- カ) 執務スペースの提供
ギニア国漁業養殖省が執務スペース提供

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料が、当機構のウェブサイト
(<http://www.jica.go.jp/project/guinea/0614000002/03/>) で公開されています。
ア) 「ギニア粗放養殖ガイド」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度
ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
②ギニア国内での業務においては、安全対策及び保健・衛生状況への十分な留意が必要です。
JICA本部、セネガル事務所、在ギニア日本国大使館と緊密に連絡を取り、現地では機構の
安全管理措置を遵守するとともに、機構本部及びセネガル事務所の指示に従い、十分な安
全対策措置を講じることとします。

以上